

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第32号

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（略）			別表第1（略）		
1 建築物			1 建築物		
公共的施設		特定公共的施設	公共的施設		特定公共的施設
(1) 社会福祉施設	次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 ア～ク（略） ケ <u>売春防止法</u> （昭和31年法律第118号）第36条に規定する <u>婦人保護施設</u>	（略）	(1) 社会福祉施設	次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 ア～ク（略） ケ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> （令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する <u>女性自立支援施設</u>	（略）
（略）			（略）		
2～5（略）			2～5（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。